

まずはここへGO!

創業するなら
西東京市

起業・創業のワンストップWebサイト

“西東京市創業ポータル”

http://sogyo-portal.com

をご利用ください!

西東京市の創業に関連する情報を各ウェブサイトから集約した、「西東京市創業PORTAL」。

セミナー情報はもちろん、事業計画作りから資金調達など、必要な情報をワンストップで入手できます。ぜひご活用ください!

西東京市創業ポータル

検索

西東京市創業 PORTAL

ホーム 支援メニュー 最新情報 お役立ち情報 特定創業支援事業 情報

5本の柱を中心に、創業者の知りたい情報をまとめて掲載!

起業・創業を学ぶ

計画を具体化

資金を調達する

場所を探す

情報を収集する

西東京市は、あなたの起業・創業を本気で応援します!
ご自身のステージに合わせた支援メニューをご活用ください。

支援メニュー一覧はこちら>

夢を叶えるポータル王子

セミナーや交流会の情報や、創業サポート施設の最新情報も!

Handsome Mama

特定創業支援事業

創業にトータルに学ぶ・実力をつける!

どんな優遇措置を受けることができるの?

優遇措置 1

会社^{※1} 設立時の登録免許料が半額^{※2} されます。

【対象】創業前、または個人事業主として創業後5年未満の方のうち、特定創業支援事業による証明を受け、西東京市内で合資・合会会社又は株式会社を設立する方。
【手続き】設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出ください。

※1 株式会社、合資会社、合会会社又は合会会社設立時

※2 株式会社：資本金の0.7%の登録免許料が0.35%に軽減 (最低額15万円→7.5万円)

合資会社：資本金の0.7%の登録免許料が0.35%に軽減 (最低額10万円→3万円)

合会会社又は合資会社：14につきの内の登録免許料が3万円に軽減

(注) 市外在住の方も、本支援事業の特典を受けることができます。

(注) 市の市区町村で実施する場合には、西東京市の証明書を利用して登録免許料の軽減措置を受けることはできません。

優遇措置 2

西東京市独自の創業融資あっせん制度をはじめとする創業融資における優遇措置を受けることができます。※別途審査があります

知る 創業カフェ



『起業・創業に向けて何から始めたいの?』『市の支援制度や国等の補助金情報を知りたい』など気軽に参加できる1時間半のグループコンサルティング形式の講座です。創業支援マネージャがお一人おひとりに合わせた支援についてご案内します。また、参加者同士で創業に関する課題や悩みについて話し合ったり、交流の場としてもご利用いただけます。詳しくは、西東京市創業・経営革新相談センターへ

学ぶ 創業基礎・専門セミナー



各回テーマを絞って、創業や経営の基礎知識について学べる2時間程度の講座です。

磨り下げる 創業スクール (全)



創業や経営に関わる知識を継続的に学び、創業や経営のスキルアップを目指します。創業に必要な人脈づくりにも力を入れています。受講後、市の発行する証明書

国の制度「特定創業支援等事業」による優遇措置なども分かりやすく解説!